

資料編

○志布志市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 53 号

改正 平成 20 年 3 月 24 日告示第 17 号

平成 20 年 3 月 27 日告示第 35 号

平成 30 年 8 月 1 日告示第 57 号

令和 5 年 3 月 28 日告示第 25 号

令和 6 年 12 月 27 日告示第 92 号

(設置)

第 1 条 市が実施する保健事業等の円滑かつ効果的な推進を図るため、志布志市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康づくり事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の案の作成に関すること。
- (3) 関係団体の協力確保に関すること。
- (4) その他地域の実情に応じた保健事業等の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月24日告示第17号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日告示第35号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第57号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第25号)

(任期の特例)

2 この告示による改正後の志布志市健康づくり推進協議会設置要綱の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、同要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和6年12月27日告示第92号)

1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年度健康づくり推進協議会委員名簿

NO	所 属	役 職	氏 名
1	医師会代表	曾於医師会志布志支部長	大 山 徹 也
2	歯科医師会代表	曾於歯科医師会志布志代表	中 島 弘 幸
3	薬剤師会代表	そお薬剤師会代表	田 崎 恵
4	在宅職能団体代表	志布志市在宅職能団体代表	立 山 美 貴 子
5	保育事業者代表	志布志市保育事業者等連絡協議会会長	久 保 直 基
6	志布志市地域コミュニティ協議会代表	志布志市公民館連絡協議会 (森山校区コミュニティ協議会会長)	坪 田 則 義
7	老人クラブ代表	志布志市老人クラブ連合会会長	下 戸 勝 一
8	地域女性連絡協議会代表	志布志市地域女性連絡協議会副会長	神 宮 司 順 子
9	食と健康のサポーター連絡協議会代表	志布志市食と健康のサポーター連絡協議会長	神 戸 久 美
10	健康づくり推進員代表	志布志市健康づくり推進員代表	湯 川 寿 美 子
11	健康づくり推進員代表	志布志市健康づくり推進員代表	伊 知 地 隆 子
12	JA あおぞら代表	JA あおぞら代表	今 村 祐 貴
13	JA そお鹿児島代表	東部総合センター長	下 村 昭 一
14	商工会女性部代表	志布志市商工会女性副部長	宮 ヶ 原 奈 美
15	校長会代表	志布志市立志布志小学校長	池 之 上 敬 一
16	PTA 連絡協議会代表	志布志市 PTA 連絡協議会女性部長	上 村 ま ゆ み

用語解説

英文字

BMI（ボディ・マス・インデックス）

体重（kg）を身長（m）の2乗で割った値で、肥満や痩せの判定に用いる。適正範囲は 18.5 以上 25 未満。

ICT（情報通信技術）

情報技術（IT）を活用した通信やデータ処理の総称。医療、教育、行政サービスの効率化に貢献する。

SDGs（持続可能な開発目標）

国連が掲げる 2030 年までの 17 の国際目標。貧困削減、環境保護、健康増進などが含まれる。

SMR（標準化死亡比）

特定集団の死亡率を標準集団と比較する指標。数値が 100 を超えると死亡リスクが高いことを示す。

あ行

栄養成分表示

食品に含まれる熱量（kcal）、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量などを示す表示。健康的な食生活の目安となる。

インフルエンサー

SNS やブログなどで多くのフォロワーを持ち、発信する情報が人々の行動や意識に影響を与える人物。企業の広告や商品 PR に起用されることも多い。

エビデンス（科学的根拠）

研究やデータに基づいた客観的な証拠。政策立案や医療分野で重要視される。

か行

グループインタビュー

特定のテーマについて複数人で話し合い、意見やニーズを収集する調査手法。

ゲートキーパー

自殺予防において、悩んでいる人の変化に気づき、支援につなげる役割を担う人。

健康格差

社会的、経済的、身体的な要因による健康状態の違い。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

口腔体操・嚥下体操

口や舌の動きを改善し、嚥下機能を維持するための体操。高齢者の誤嚥予防に有効とされる。

さ行

サルコペニア

加齢に伴い筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下した状態を指す。

主観的健康観

本人が感じる健康状態のこと。実際の健康指標とは異なる場合がある。

受動喫煙

非喫煙者が周囲の喫煙によってたばこの煙を吸い込むこと。健康被害の原因となる。

生活習慣病

不適切な生活習慣（食生活・運動不足・喫煙など）が関与する疾患の総称。糖尿病、高血圧、脂質異常症などが含まれる。

セルフチェック

自身の健康状態やリスクを自己評価する方法。簡易な質問票やアプリなどで確認できる。

た行

チョイソコしぶし

地域公共交通である事前予約型の乗合い送迎サービス。令和2年7月1日から運行している。

低栄養

エネルギーや栄養素の摂取不足による体調不良の状態。特に高齢者の健康維持に影響を与える。

特定健康診査（特定健診）

メタボリックシンドロームの予防を目的とした健康診査。40～74歳を対象に実施される。

特定保健指導

特定健診の結果に基づき、生活習慣の改善を支援する保健指導。対象者はリスクの程度に応じて分類される。

は行

ヒアリングフレイル

加齢などによる聴覚機能の低下を指し、身体の衰え（フレイル）の一つとされる。

標準体重

健康的な体重の目安。BMI22を基準として算出される（身長m×身長m×22）。

副流煙

たばこから直接発生する煙。受動喫煙の原因となり、健康への影響が大きい。

フッ化物歯面塗布

歯にフッ化物を塗ることでむし歯を予防する方法。

フッ化物洗口

フッ化物を含む洗口液で口をすすぐことで、むし歯を予防する方法。

不定愁訴（ふていしゅうそ）

原因がはっきりしないが、体の不調を感じる症状の総称。

平均寿命

0歳の人があと何年生きられるかの平均。

や行

要介護認定

介護保険サービスを受けるための認定制度。心身の状態を評価し、介護の必要度を判定する。

ら行

ライフコース

生涯を通じてたどる生活の軌跡や発達の過程。

ライフサイクル

人の一生における成長・発達・加齢の過程を指す概念。乳幼児期、学童期、成人期、高齢期などの段階に分けられ、それぞれの時期に応じた健康管理や支援が求められる。

リスク

疾病や事故、災害など健康や生活に悪影響を及ぼす可能性。